

モビリティ人材育成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

佐久穂町（以下「町」という。）は、いわゆる「消滅可能性都市」として報道されるなど、深刻な人口減少に直面しており、それに伴う各種住民サービスの低下が強く懸念されている。人口減少そのものを直ちに解消することは困難であるが、限られた資源の中で住民サービスの維持・向上を図ることは、町の持続可能性を確保する上で極めて重要である。

特に地域公共交通の分野においては、住民の高齢化や多様化する移動ニーズへの対応が求められており、外出機会の減少による高齢者の心身の健康悪化など、移動に起因する新たな課題も顕在化している。

こうした中、町では「地域公共交通計画」の策定を見据え、役場職員をはじめとする地域の関係者の知見を高め、地域全体で交通課題に取り組む体制を強化する必要がある。国土交通省の「モビリティ人材育成事業」に採択されたことを機に、地域交通の担い手となる人材の育成を通じて、関係者全体の意識や知識の底上げを図りたいと考えている。併せて、将来的な広域連携の具体化に向け、市町をまたいだ基盤づくりにも取り組むこととした。

以上を踏まえ、本町では本事業の実施にあたり、必要な知見と実行力、データ収集・分析力等を有する事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により委託先の選定を行うものである。

なお、当該事業は国による補助金交付を前提としているものであり、交付決定に至らなかった場合は、プロポーザルの結果によらず委託先の選定を含む事業の見直しとなること、あらかじめ承諾すること。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

佐久穂町モビリティ人材育成事業支援業務

(2) 業務の内容

別紙「佐久穂町モビリティ人材育成事業支援業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 担当部署

佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

電話 0267-86-2553 (直通)

FAX 0267-86-4935

メール seisaku@town.sakuho.nagano.jp

3 見積限度額 (消費税を除いた価格)

24,310,000 円

4 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続き開始の申立がなされていない者であること。

(3) 法人税、所得税及び消費税 (地方消費税を含む。) を滞納していないこと。また、本町の課税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(5) 令和 7 年 6 月 30 日までに、物品の製造の請負・購入等に係る競争入札参加資格審査申請に係る書類を提出していること。

(6) 個人情報の取り扱いに関して、プライバシーマークや I S O 認証を取得していること。

(7) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの会員であることが望ましい。

5 スケジュール（予定）

公募開始	令和7年6月19日（木）
参加意向表明書提出期限	令和7年6月30日（月）16時
質疑書提出期間	公募開始～令和7年6月30日（月）16時
質疑書回答日時	令和7年7月4日（金）15時
参加資格確認結果の通知	令和7年7月4日（金）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月14日（月）16時必着
参加辞退届提出期限	令和7年7月14日（月）
第一次審査（書面審査）	令和7年7月15日（火）～18日（金）
第一次審査結果通知	令和7年7月24日（木）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月31日（木）
審査結果の通知及び公表	令和7年8月7日（木）
委託内容の調整及び見積合わせ	令和7年8月中を予定
契約締結	国による交付決定後

6 実施手順

(1) 公募開始

町の公式ホームページで実施要領等を公開する。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合には、次に定めるところにより質問書(様式 1)を提出すること。

ア 受付期間

令和7年6月19日（木）～6月30日（月）16時まで

イ 提出方法

質問書を電子メールに添付し担当部署へ提出すること。

ウ 留意事項

- (ア) 件名は【モビリティ人材育成事業支援業務プロポーザルに関する質問（企業名）】とすること。
- (イ) 電子メール以外での質問には回答しないものとする。
- (ウ) 1つの質問書に対し、複数の質問を記載しても良いものとする。

(3) 質問の回答

前項にて受付けた質問については、次に定める通り回答を行う。

ア 回答日時

令和7年7月4日（金）15時

イ 回答方法

質問があった者全員に回答をメール送信する。質問への個別回答はしないものとする。

(4) 参加意向表明書の提出

「4 参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受付けないものとする。

ア 提出書類

書類名	紙媒体
(1) 参加表明書（様式2）	各正本1部
(2) 会社概要書（様式3）	
(3) 業務実績書（様式4）	
(4) 構成員調書（様式5）	正本1部 （共同企業体の場合のみ）
(5) 委任状（様式6）	構成事業者ごとに正本1部 （共同企業体の場合のみ）

イ 提出期限

令和7年6月30日（月）16時（必着）

ウ 提出方法

持参又は郵送で担当部署へ提出すること。

(5) 参加資格確認

参加表明書を提出した者及び共同企業体の場合の全構成事業者について、総務課（入札担当課）において、参加資格を満たすか否かを確認する。

(6) 参加資格確認結果の通知

電子メールにて、上記（5）の結果を通知するとともに提案書等の提出依頼を行うものとする。

(7) 提案書の提出

次に定めるところにより、提案書等を提出すること。

ア 提出書類

書類名	紙媒体
(1) 企画提案提出書(様式7)	正本：1部
(2) 企画提案書(任意様式)	正本：各1部 副本：各8部
(3) 業務体制書(様式8)	
(4) 見積書(様式9)	

※各書類の規格及び内容等については「8 企画提案書等作成時の留意事項」を参照すること。

イ 提出期限

令和7年7月14日(月)16時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送で担当部署へ提出すること。

エ 留意事項

提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(8) 第一次審査(書面審査)

前項により提出された書類について、客観的評価(実績、業務実施体制等)により選定を行う。

(9) 第一次審査結果の通知

電子メールにて、上記(8)の結果を通知する。なお、第二次審査対象者については、第二次審査の日程等を合わせて通知する。

(10) 第二次審査(プレゼンテーション)

次のとおり第二次審査を行うものとする。

ア 日時及び場所

(9)にて詳細を通知する。

イ 内容

(ア) 提案者は次に従い提案書等の説明を行うこと。

- ① 1提案者あたりの説明時間は、45分以内とし、概ねプレゼンテーションを30分以内、質疑応答を15分以内とする。
- ② 提案内容の説明は、企画提案書に沿って、本町の担当となる責任者(予定を含む)が行うこと。
- ③ プレゼンテーション会場に入室できるのは4名以内とし、入室者は会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身につけないこと。

- ④ 提案者は、他の応募者のプレゼンテーションの内容を知ることができない。
- (イ) プレゼンテーションにおける提案者の必須説明事項は次のとおりとする。
 - ① 経歴、実績、知識に関すること。
 - ② 業務実施体制に関すること。
 - ③ 企画提案内容に関すること。

ウ 順番

提案書の受付順とする。

エ その他

- (ア) プレゼンテーションは、提出した企画提案書のほか、補足資料としてプレゼンテーション用資料を用いても良いものとする。
- (イ) プロジェクター及び映像ケーブル（HDMI等）は町にて用意するが、パソコンは提案者にて用意をすること。

(11) 審査

提出された書類及びプレゼンテーション内容について、別紙「評価項目」のとおり評価・採点を行い、優先交渉権者として特定する。

(12) 審査結果の通知及び公表

第二次審査対象者に対して、第二次審査結果を通知する。また、優先交渉権者として選定した者の名称を、町公式ホームページで公開するものとする。

(13) 委託内容の調整及び契約の締結

優先交渉権者の選定後、本町との業務内容等の調整を行い、見積合わせを実施の上、契約することとする。なお、見積金額は、プロポーザルで提出された参考見積書の金額を超えることはできない。また、何らかの理由により、契約が不可能となった場合は、得点が次点の者を優先交渉権者とする。

【重要】契約に係る交渉、手続きは国による当該補助金交付決定後に行うこととする。

国への交付申請は優先交渉権者の選定後速やかに行うが、交付決定に数日要することを承諾すること。

7 参加意向表明時の提出書類における留意事項

提出書類	留意事項
(1) 参加表明書（様式2）	ア 共同企業体で応募する場合は、代表事業者が提出すること。
(2) 会社概要書（様式3）	ア 共同企業体で応募する場合は、代表事業者が提

	出すること。
(3) 業務実績書 (様式4)	<p>ア 共同企業体で応募する場合は、代表事業者が提出すること。</p> <p>イ 直近3年間(令和4年4月から令和7年6月まで)で受託した地方公共団体等からの地域公共交通の課題に対する事業の契約実績を、新しいものから順に最大3件記載すること。</p> <p>ウ 1件の契約につき、本様式を1部作成すること。</p> <p>エ 業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付すること。ただし、添付する契約書に開示できない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出すること。</p>
(4) 構成員調書 (様式5)	<p>ア 共同企業体で応募する場合のみ提出すること。</p> <p>イ 全構成事業者が記名・押印をすること。</p>
(5) 委任状 (様式6)	<p>ア プロポーザル参加に関して、共同企業体で応募する場合は提出すること。</p> <p>イ 構成事業者1者につき、本様式を1部作成すること。</p>

※共同企業体・・・いわゆるJV方式により事業に取り組む場合のこと。再委託は該当しない。

8 企画提案書提出時における留意事項

提出書類名	留意事項
(2) 企画提案書 (任意様式)	<p>ア 用紙の大きさはA4版とすること。ただし、図表等についてはA3版で折り込むことも可とする。</p> <p>イ 仕様書および評価項目の内容を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。</p> <p>ウ 作成の際は、なるべく別紙「評価項目」の記載順に作成し、どの評価項目の資料か分かるように評価項目の番号を付番すること。</p> <p>エ 提案内容は具体的かつ簡潔に記載し、専門知識を有しない者でも理解できるようわかりやすい表現とすること。</p>
(3) 業務体制書 (様式8)	<p>ア 「専門性」については、MaaS (Mobility as a Service) による社会課題解決に係る知見・ノウハウ</p>

	<p>ウをいかした業務実績・経験年数(特に地方公共団体)を明記すること。</p> <p>イ 業務の再委託を行う場合は、再委託先の事業者において再委託をする当該業務に関する実績を有していることがわかるような資料(会社案内、パンフレット等)を添付すること。</p> <p>ウ 「個人情報保護及び情報セキュリティに関する実施体制」については、どのようにして個人情報等を取り扱うかを具体的に記入すること。</p>
<p>(4) 見積書及び見積書別紙 (様式9)</p>	<p>ア 国に申請している事業内容を網羅し、実施に必要な費用を項目ごと明記すること。 (仕様書を確認の上、具体的に記入すること)</p> <p>*積算項目の例</p> <p>講義／ワークショップ企画費用 " 実施費用 データ分析／レポート作成費用 人流・車流データ取得費用 " 解析費用 報告書等作成費用</p>

9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 仕様書に記載の要件を満たしていない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止または延期する場合がある。その場合においては、プロポーザルに要した費用を町に請求す

ることができないものとする。

11 その他

- (1) プロポーザルに要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案書提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。また、提出書類に記載された配置予定担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更等を行う場合は、同等以上の専門性を有する担当者であるとの町の下承を得ることとする。
- (3) 提案書の著作権は、それぞれの作成者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は返却しないものとする。なお、提出書類に記載された内容及び個人情報は、当該プロポーザルのみで使用し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律第 57 号）及び佐久穂町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 22 日条例第 22 号）に基づき、適正に管理する。
- (5) 町が配布する質問回答書その他の追加資料は、本プロポーザルの実施に関し、この要領と一体のものとして取扱うものとする。